

社会福祉サービスのあり方検討会 議事録

日 時	平成29年5月29日（月） 10:00～12:00
場 所	ルビノ京都堀川 加茂の間
出席者	空閑委員、岡崎委員、荒牧委員、高木委員、宮本委員、荻野委員、河合委員、中江委員、樋口委員、櫛田委員、平田委員、磯委員、山田委員、安部京都市保健福祉局福祉部長（高城委員代理）、栗林委員、山本委員、松村委員、内館オブザーバー（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 課長補佐）
	<p>第1 開会</p> <p>第2 議事</p> <p>1 第1回から第4回までの検討会における主な御意見 資料1により事務局から説明</p> <p>2 社会福祉サービスのあり方検討会とりまとめ（案）について 資料2により、事務局から「とりまとめ案（概要）」について説明</p> <p>3 意見交換 以下のとおり意見交換を行った。</p>
発言者	内 容
利 用 者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の社会福祉法人の運営方法や雰囲気が措置時代のまま体質として受け継がれているところがあり、社会福祉法人のあり方としてはどうか。 ・私たちは、地域の有志が集まり有料運送を行うところからNPO法人を立ち上げ、デイサービスや訪問介護を行ってきた。非営利法人であるため、運営資金を貯めることはあったとしても、みんなで分け合いながら活動している。高い時給を支払っているが、訪問介護は、1日1回2回という勤務形態なので、本人が望むような収入かどうかは悩むところ。看護師、事務職員等ヘルパーではない人と給料に差をつけないようにやっている。 ・介護保険事業に参入したのが、自転車操業への始まりだったと反省しているが、しかしそれがないと地域のニーズには応えられず、ジレンマに陥っている。 ・福祉人材の確保に当たっては、広報は行わず、ほぼロコミで確保している。看護師の確保が困難なときは、地域の病院の看護師に退職前から打診して確保している。 ・福祉運送から出発したが、その分野は非常に非採算性が高く、しばりもかかっており、かなりの人材が必要であることが、悩みの種だ。 ・社会福祉法人の「見える化」「見せる化」の透明性の問題が出てきた。 ・「認知症の人と家族の会」の活動で、京都府内一円で、家族同士の交流会、いわゆるピアカウンセリングを行っている。府北部の法人の参加は多いが、その法人の利用者だけが集まる傾向があり、地域全体の認知症を介護する人が集まれるような雰囲気にはならない。 ・認知症の人が家にいるのを公表したくないという地域性もあると思うが、そこは自治体や社会福祉協議会等が連携しながら、地域全体で、在宅で介護している人も施設入所者も、介護をしている家族に対する支援は、見えてこないといけない。 ・NPO法人の立場からは、地域のニーズに対応するとき、行政からの公金が入っていると、活動に縛りをかけてしまうため、極力自主財源で行いたい。 しかし、これだけ介護保険事業等の事業・収益が細くなってくると、地域のニーズにフレキシブルに応える活動が制限されてくるという現状がある。その点について、国や府においても考えていただきたい。変幻自在にニーズに応じていくことができる活動をしたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に多くの障害者がいるが、高齢者にはさまざまな活動が行われているものの、障害者に目が向かれていない。 障害者について、その親が元気であるときから、社会福祉協議会や民生委員において障害のことを取り上げていただき、障害の話をしたり、生の声を聞いていただく機会を持っていただきたい。そのようなこともできないままで地域の連携は難しい。 ・社会福祉法人が運営する事業所や我々が地域で核になり、地域の人と交流を持ち、困ったときには、かけこみ寺的に受け入れられるような存在になれば、誰もが安心して暮らせる。小さい核が繋がっていけば、高齢者も障害者も含めて、良い関係でみんなで支援し支え合うことができる。 支援者の中には、結婚で辞めたり、生活していけないから辞める人がいる。 ・社会福祉法人が安定的に運営されてるということであるが、福祉は働く場所として非常に給料が低いという一般のイメージが定着している。そのイメージが変わらなければ、なかなか人は集まってこない。処遇改善加算がついたが、それでも給料は低いと思う。 ある程度生活が守られなければ、福祉職に就く人が、どんどん減ってってしまうため、福祉職で生活していける、福祉は大丈夫だといわれるように社会福祉法人が大きく一歩踏み出せば、変わってくるのではないかと。

発言者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・「見せる化」についての事例について。 京都府老人福祉施設協議会の会員でも、どこが何をしているのか見えてこないことがあるため、地域における公益的な取組の内容を現況報告書に記載するよう依頼した。当協議会のホームページも変えたので、そこに掲載していきたい。 ・綾部市の新任職員は、当方の施設において、朝8時半から4時半までの1日体験を、この24年あまり続けている。半数の職員は老人福祉施設を見たことがあるが、残りの半分は初めてであった。体験後の話では、当初老人ホームは暗いイメージがあったが、1日体験でお年寄りが話しかけてくれたり、気持ちをやわらげてくれてイメージがすっかり変わったとのことであった。このような機会をたくさん作らないといけないことを改めて感じた。 ・昨年11月に地域の若年性認知症の人とその家族に来ていただくスペースを設置したところ、先日初めて、介護している配偶者、ご本人、お子様の一家族の利用があった。その子どもは、グループでこども食堂をつくりたいが何かしてもらえないかという話で来られた。このような事業をそれぞれの事業所や法人で行っているが、もっと大きくできないかと思う。 ・3点目は、綾部市の「コミュニティーナース」についてである。 しばしば新聞に掲載されているが、その活動と私どもがタイアップして何かできないか検討し、法人の見せる化にさらに努力をしていきたい。社会福祉法人は、まだできることはたくさんあるが、まだまだ力不足と改めて感じた。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・二点ある。 とりまとめ案の4ページの「他機関との連携・協働」のところ、「地域課題に社会福祉法人では対応出来ておらず」とある。 先般、地域で、認知症を抱える知的障害者の子どもを、どのように支援していくのかという問題があったが、障害者や高齢者の事業所が、きちんとネットワークを組んで、このような問題に対応できるという意味ですごいと関心した。 私の地域においても高齢の社会福祉法人同士の連携があるが、果たして他の種別の社会福祉法人同士が、学区や地域で連携できているのか疑問に思う。地域で事業所同士や種別を超えた連携をすることを社会福祉法人が先頭になって行うものだと思う。 ・2点目は、同じページのこの「人材確保・育成の推進」について。 ジョブネットにある仕事理解促進チームで座長をしているが、小学校、中学校、高等学校に社会福祉法人がもっと出て行くあるいは来てもらうということ、ここに付け加えてもらいたい。 こういったことは実際に行っているが、少し弱い部分がある。 ・社会福祉法人は、地域の小学校、中学校、高等学校にもっと出て行ったり来てもらったりということをやっつけよう、自分たちが先頭切っけてやっつけようということで、保護者にもきちんとした理解が繋がらないかと思う。是非ともこの2点について御検討いただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の分野は小規模法人が多く、一施設一法人ということの中で、「法人」を意識するというよりは、「事業」を先に意識してしまう。 そういう傾向から、社会福祉サービスのあり方で、法人としてのあり方が主に問われると、遠い所の話に聞こえがちなのが実情である。 ・この中で小規模法人の取組のことをあげていただいているのは非常にありがたい。例えば、取組が困難な場合は、数法人が協働して取り組むというふうなことも例としてあげていただいている。 一法人一施設のレベルの中では、やらなければいけないと言われながらも、具体的なものが見えてこないというのが現状であり、こういう協働の取組をどのように支援していくかも含めて考えてもらえるとよい。 ・府社協の「わかっプロジェクト」も参考事例になるが、それぞれの地域におけるいろいろな事例を取り上げながら、取組を促していただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のとりまとめ案では、具体的な行動計画やタイムテーブルも必要ではないか。具体的に行動が求められていることから、これからのスケジュール感も考慮する必要がある。 ・また、人材の確保と育成が最大の問題である。 何よりも福祉の仕事と福祉施設・事業所が魅力的でなければならないというのが、根本的な問題だと思う。 そのためには、職場環境がもっと重要視されないといけない。そして、業界全体のイメージが極めて低下しているなか、業界をあげてイメージアップに取り組んでいかないといけない。 ・知協福では、2年ほど前から、公開を原則とした無料のフォーラムやシンポジウムに力を入れている。これまで、成年後見制度の問題や職場でのメンタルヘルス、最近では、公募の課題をテーマにした公開のフォーラムを開催し、二百数十名の参加があった。こういう取組から、少しずつ福祉に対する関心や興味を持ってもらうことができたらと思う。 ・今年度は府社協と協賛で「福祉とテクノロジー」をテーマに行うが、こういうのも今の人の関心を呼ぶのではないか。

発言者	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・先日NHKの番組で、発達障害を取り上げていた。一般の人も、我が事、人ごとではないという思いを、この番組は伝えていたのではないかと。 ・「我が事まるごと」の意識は、普遍化に向かうと思う。すぐに効果が現れるわけではないだろうが、地道に続けていくことが非常に大事で、それが業界、職能団体の役割だと思う。特に障害分野は、小さな事業所が非常に多く、研修等々について苦勞していることが多いので、業界全体のレベルアップを図るという意味でも有用な取組と思うし、京都知福協は社会福祉法人であるが、NPO法人や有限会社等にも広く呼びかけて、組織の拡大を図っている。こういうところに活動の輪を広げていきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人が地域の中でしっかり役割を果たすことはあるが、地域の中のさまざまな福祉課題や生活課題に本当にたどり着くことができる関係づくりをしなければいけない。そのためには、さまざまな発想がそこで生まれてこないといけないが、とりまとめ案を読むと、社会福祉法人の役割に絞られてしまっている。そこに自由だとか、豊かなバラエティに富んだ発想が生まれてくるという雰囲気を感じられなかった。 ・それともう一つ、教育との連携についてはとても大切である。例えば福祉を学んでいる学生に、福祉の分野を選んだ理由を聞くと、子どもの頃の体験がよくて福祉に進んだという。そういう思いを子ども達が持ち、その思いを大切にすることが、地域の中をもっと住みやすくする。そこには親も、親の親もいるので、繋がりができて地域の中での本当の意味での連携ができる。その主体的な動きとして、社会福祉法人も一つの担い手だという自覚を求められているのだと思う。 ・もう1点、福祉職の給料は安くてもよいという考えが存在することについて、私は、ずっとそのことと戦ってきた。しかし、なお、福祉職の給料は安くてもよいという考えが根強く残っている。 ・京都福祉人材認証制度の中で、その問題の指摘があって、福祉業界がしっかりと給料が払える体制をつくるために何が重要かということをしっかり考えていかなければならない。 ・また、行政から補助されると自由度がなくなるという部分があるため、知恵を出し合いながら取り組んでいかなければいけない。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的取組と公益事業について、現状としては、社会福祉充実残額に基づく地域公益事業に取り組むような動きがあまり見られない。むしろ社会福祉事業の方に残額が出て、投与することなので、京都市社会福祉施設連絡協議会に地域公益活動推進委員会を設置して、協働しながら公益活動を進めて行こうと議論している。 ・責務として位置づけられている地域公益的取組をどのように進めていくのか、しっかり協働していけるような仕組みをつくっていきたい。 ・京都市では、「みやこ地域福祉推進指針」を具体化していくために、各区に地域福祉推進委員会が設置されている。社会福祉法人も住民も参加している組織で、ここで地域の福祉課題を明らかにして、どのような取組を進めていくのか検討し、議論していく場であり、行政の計画と社会福祉協議会の地域活動計画と連動させていこうという組織である。 ・ここがしっかり機能することで、社会福祉協議会の地域における取組を進めて行く一つのポイントになるのではないと思うので、もう少し区の地域福祉推進委員会の機能、役割を、しっかりと社会福祉法人の公益的取組を進めるという立場で位置づけで議論するという方針を出して、しっかり実行していくことが大事である。 ・地域福祉推進委員会の事務局を区の社会福祉協議会が担っているため、区でどのような課題があって、社会福祉法人に、この課題に対してどういう取組を進めていくか積極的に提案していく立場にある。京都市内の場合は学区ごとに社会福祉協議会という住民の自治組織があるが、任意団体なので、社会福祉法人がプラットホーム的な役割を担い、学区の福祉課題を明らかにして住民と一緒に協働していく、というようなところで役割を担ってもらう。この3つの市域レベル、区域レベル、学区レベルの動きが連動していくのが、これから広域的な取組を進めて行く上でのポイントである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・まず背景をしっかりと伝える必要がある。戦前に慈善事業として行っていた時代は、目の前の困っている方々に対して、しっかり対応していくところからスタートした。昭和26年に社会福祉法人制度ができた後で、高齢や障害、保育等の制度ができ、充実していった。そういう状況の中で社会福祉法人は、障害・高齢・保育等の種別におけるスペシャリティをあげることにより、社会福祉法人の存在意義を示してきた時代だったと思う。 ・今回の社会福祉法改正により求められているのは、地域においてユーティリティなプレーヤーになることが求められている。専門性をあげることに對しては当然であるが、地域で困ったことがあれば、社会福祉法人が、地域共生社会の中核になれるように、困った人たちに対してユーティリティに動いていくということが、今求められている。

発言者	内 容
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・とりまとめ案については、2の「府内の現状と課題」の(1)のウの「地域における公益事業の取り組み状況」については、少し整理をしなければならない。法律上で言うところの「公益事業」なのか、今回の社会福祉法の改正で言われている「地域における公益的取り組み」なのか整理しておかないと、今回で言われている地域における公益的取り組みや責務規定と少し違うように思われる。 ・それと2の(2)の「人材育成への取り組み」について、業界としては、福祉人材が不足しているという話があるが、これは福祉人材だけではなくて、ありとあらゆる業界の中で人材が不足している。あまり悲観的に言い過ぎてもいけない。 ・地域社会の中のユーティリティプレーヤーになっていけば、「ちょっとお手伝いしていこか」というような、一般企業とは違うとても大きなアドバンテージが社会福祉法人にはある。会社を手伝おうかという人は少ないが、社会福祉法人には、ちょっとお手伝いしてみようかという人は、一般企業と比べると多いので、ユーティリティな活動をしっかり進めていくということが重要だろうと思う。 ・そして、3の(1)のイの情報発信については2点。「見える化」と「見せる化」について、「見える化」に対しては、今回の法律で整理されていますので、あとはいかに「見せる化」をしていくかである。それぞれの法人が努力をしていかなければいけないが、情報をうまく伝えていくのは、なかなか難しく、コストがかかるため、そこは、京都府や京都市とうまく連携をとりながら、社会福祉全体のイメージをアップできるような試みをしていただきたい。 ・京都新聞では大層だが、府民日より京都市の市民しんぶんがあるので、良い取り組みをしているところに関しては、シリーズで伝えていくことによって、イメージアップができ、人が手伝ってみようというポジティブな流れになっていくのではないかと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の仕事は、介護、認知症、障害者、児童等厳しい問題に直面している方に対して専門性を持って対応していくという、困ったときに本当にあってよかったと言ってもらえるケースが多い分野である。 ・社会福祉法人が果たす役割は、これからどうなのか。従来の仕事とは別に新たな地域課題にどう向き合っていくのかが問われている。 例えば、高齢分野で言えば、生活支援が今課題になっている。介護がいき届いても、掃除や買い物、見守り等の生活支援がなければ在宅で暮らせないので施設に入るしかない。では生活支援を誰がするのか。介護保険では、そこは徐々に撤退していく流れである。 車の運転の問題があるが、買い物に行く移動手段の課題を誰が担うのか。従来福祉が担ってきた専門分野とは異なる地域の課題に、社会福祉法人がどのように役割を果たすかが話題になってきており、それに対して社会福祉法人が大きな役割を果たすことができれば、社会福祉法人に対する価値や認識が変わっていくのではないかと。 ・今回のとりまとめで「地域」という言葉が出てくるが、「地域」という言葉の概念をもう少し整理されたい。 事例として、認知症の父とシングルマザーで生活保護を受けている娘、そして引きこもりの子どもがいる家庭がある。この引きこもりの子どもが、悪い仲間と問題を起こし、児童相談所や警察沙汰になることがあった。父については介護チームでしっかり支え、娘については働けるようになって生活保護から抜け出す等、いろいろな問題が複合している。そういうときに、そこの地域は、小学校区、広くても中学校区くらいのイメージで考える。 ・さまざまな課題に対応する専門性というのは、かなり狭い。複合的な課題を多様な専門性で解決していくと、自然とネットワークが出来て、地域包括ケアになっていくと思う。そこで顔の見える関係がないと、複合的には対応しきれない。 ・このとりまとめにおいても「地域」というものをもっと掘り下げると、自然と共生社会と言われる連携の話が出てくると思う。 ・2点目に質の問題である。昔は困窮者を支援するという形で福祉が行われてきた。介護保険制度になってからは普遍化ということがキーワードになった。 ・特に営利法人がいろいろな分野で進出してくると、質の問題が出てくる。営利法人も上質のサービスを実現しているところもあるが、一般的には非営利の社会福祉法人が質の問題を改革していく役割を担うのだと思う。 ・3点目は人材である。人材において、資格制度の教育プロセスとも関係してくるが、高度な専門性が大きな課題だと思う。 みなさんの給料を上げて下さいといっても困難なので、やはりその人の専門性を獲得した能力、それは資格や教育で計られることが一般的だが、医師や看護師のように、そこを高度化していく流れというのは、忘れてはいけない。 一方で、人材の多様化というようなどころについて、やはり社会福祉法人が地域の中で、担い手を支援していく仕組みをどのようにつくるのかというあたりも是非触れていただきたい。 ・最後に経営の問題について、とりまとめ案でも経営感覚という言葉が使われているが、内部留保の問題は大きな誤解がある。配当や役員賞与という形で分配できず、福祉にしか使えない。給与という形でかさ上げすれば、内部留保が尽きたあとの後年度負担等、いろいろな課題がある。 いづれにせよ、経営感覚と人材育成、地域の中でどういうことを作り上げていくのかという、新しい時代を踏まえるバランス感覚が、これからの社会福祉法人が求められているということが書かれているので、このあたりはしっかりと強調していただきたい。

発言者	内 容
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に、社会福祉法人がどうすべきかという視点でまとめているが、社会福祉法人の取り組みに併せて、行政がどのように支援するかという視点も入れていただきたい。 ・例えば、京都府福祉人材認証制度は、府として社会福祉法人が行うサービスの質や人材育成等、具体的に目指す一つの水準を示したものであると思っている。改正社会福祉法が求めているものも含めて全ての法人が一定水準以上の水準を保つためには、この認証制度の働きかけや、支援策充実が必要だと思う。しかし、まだ認証取得法人が29%に止まっているということなので、さらなる認証制度の周知と働きかけが必要である。それでもなかなか認証取得をしない法人もあると思うので、認証取得していない法人並びに取得した法人や先駆的モデル的な取り組みを積極的に実施する法人に対する支援については、将来的に差別化も必要ではないか。 ・次に人材の確保についてである。前回、法人の規模に関わらず概ね安定した経営が行われているとの説明があった。今の制度は、処遇改善にコストをかけられるだけの収益が上がる仕組みにはなっていないが、優秀な人材の確保と定着は、サービスの質にも繋がるので、法人にとっては、最重要課題だと思う。したがって、人件費や処遇改善については、最大限にコストをかける努力はすべきである。 ・民間企業では、人を雇いたければ初任給を高く設定するなど学生に振り向いてもらったり関心を持ってもらう見せ方をして努力をしているが、そういうことも必要である。厚労省が発表した民間の平均給与が20万3千400円のところ、就職フェアのパンフレットで初任給が大卒で15万円台などかければ、誰も人はこない。実際はもっと支給されていると思う。よって、ホームページ上を含め、興味や関心を持ってもらえるような見せ方を、もっと工夫すべきである。 ・これからの社会福祉法人は、福祉のプロであると同時に、経営のセンスも求められる。 ・もう一つイメージギャップの問題がある。3Kのネガティブイメージが一人歩きして、福祉職場のイメージを悪くしている。行政と業界と個々にイメージアップを図るには限界があるが、業界が一体となり、福祉職場が魅力ある職場だというポジティブキャンペーンを積極的にしつつこいくらいに行い、先入観や誤解を解く努力をもっとすべき。 ・社会福祉法人改革について、今回の改革の本質の先には課税の問題があると思う。社会福祉法人制度を、社会福祉の基盤の仕組みとして存続させるためには、全ての社会福祉法人がどれだけ危機感を持って対応していくかということにかかっている。 ・社会福祉法人全体の信頼性を高めるためには、規模にかかわらず全体として取り組んでいかなければならないし、取り組むためには、業界としてもサポートしていく努力も必要である。 ・社会福祉協議会については、市町村に連絡協議会を設置し、そこで課題を共有しながら議論する場を設置していくべきである。小規模法人等、独自に地域貢献の活動を行うことが困難である法人に対する活動の場として「わかプロジェクト」があるので、是非参画されたい。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・とりまとめ案の2ページと4ページに記載されているように、福祉分野におけるNPO法人の活動がかなり目立ってきている。 ・NPO法人は、ニーズに即応できる反面、社会福祉法人と比べて資金力が不足がちであり、事業の継続性やサービスの質の確保の観点から不安がある。是非とも福祉の専門家集団である社会福祉法人がNPO法人と連携をとり、その中で行政もどう支援すべきかを考えていきたい。 <p>・4ページの(2)のイ「人材確保・育成の推進」について。 本年度、各自自治体では、高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定や見直しの作業を進めているところである。昨年度末に利用者アンケートに併せて、事業者特別養護老人ホーム等の開設に係る意向調査を行ったところ、皆無のような状態であり「事業拡張の予定はない」のが根底にはあるが、「職員の確保が難しい」という理由が最多であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉は人なり」ということで、質の確保の面から、福祉人材の確保と定着を図る上で、魅力ややりがいの発信、給与面での対応等の改善が重要であるということを痛感した。 <p>・次の2点について、もりこんでいただきたい。 1点目は、4ページの「地域の住民・他分野との連携」の中に、行政との連携、行政の関わり方ももりこんだらどうか。これまで行政は、公のサービスをしっかり実施、決定をしていくことが主な仕事であったが、人口減少社会で少子高齢化が進行する中で、行政も積極的に地域に出て行かなければいけない時代になってきているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域福祉団体、各施設、医療機関等、地域にあるさまざまな団体が連携し、共同で取り組みを進めていくことで、サービスに大きく繋がっていくのではないか。その点をもりこんでいただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・2つめは、主体的な地域貢献についてである。地域貢献は、地域住民だけにプラスになるわけではなく、施設や社会福祉法人にとってもプラスになるのだということを積極的に打ち出したらどうか。 ・施設整備をするときに、総論賛成でも各論反対ということがある。 地域の中に施設が存在して良かったというような取り組みをすることによって、施設にとっても安心・安全な取り組みができるのではないか。そういう観点からも、地域貢献が必要なのだということをもりこんでいただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・現況報告の中の公益事業というのは、改正社会福祉法が求めている公益事業とは全く異なっており、今の現状が府として掴みづらい。 ・御意見にもあった、それぞれの地域の中でどのように仕組みをつくっていくか、もう少しもりこめるようにしていきたい。

発言者	内 容
学 識 経 験 者	<ul style="list-style-type: none"> ・とりまとめ案について、「我が事・丸ごと」というフレーズよりも、地域共生社会の方に一番重点があると考え。フレーズ先行だとイメージが単純化されてしまうので、地域共生社会をどのようにつくるのが、後半部分で重要ではないか。 ・また、社会福祉法人がそれぞれどうするのだというようなトーンになっているが、地域共生社会をつくるために、社会福祉法人の展望を、社会福祉法人だけではなく、行政や教育機関等と協力して、どのように切り開くかというスタンスにしないと難しい。従って、これに関して取り組みが出てくるのは、当然府としても予算を確保し、事業化する部分も出てくると思うので、そこを基本スタンスとしていただきたい。 ・NPO法人の話が何度か出てくるが、地域ケアの時代に向かう中、高齢者や障害者の部分で、医療法人との関係や、ヘルスケアビジネス等包括的なビジネス展開など、地域を対象としている担い手というのは変化している。 ・教育との関係では、特別支援教育の影響は、大学も含めて大きいため、情勢や地域の変化というのは、主体が変わっているという話だけではないのではないか。 ・2ページの(2)のAに「全国では社会福祉法人の内部留保が問題となり」とあるが、これは内部留保が問題となっているのではなく、事業計画や目的との関係で不明瞭となっている額が問題なのである。厳しい制度改革の中で、自主的、防衛的にも内部留保は一定必要であるし、学校法人の方がはるかに大きな内部留保を持っている。 ・その次のイ「ニーズへの対応・把握」についても、掴んだニーズをどう対応するのかというときに、一法人独自で、社会福祉法人間だけで対応することはない。ニーズを拾う、ニーズを取って来るといことと行政が、どのように共同して進めて行くのかという点では、まさにそれが地域共生社会の課題になるということである。よって、他との連携をもう少しあれこれ書く必要性がある。 ・3ページのJOB発信について、何が課題かが一般化されていてわからない。利用者層の話か、市民一般なのか、あるいは、世代なのか。JOB発信一般があるわけではなく、セグメンテーションがはっきりしていて、これに向けて発信するという構成でよく、ここの部分は強いけれど、ここの部分はまだ弱いというふうにしないと、これではJOB発信ができていないというふうに見えてしまう。 ・3ページの「地域貢献」という言葉であるが、それだけでよいのか。法人の自由度という意見があったが、地域共生社会をつくっていく上で、社会福祉法人が果たせる役割、社会福祉法人だから果たせる役割、社会資本的な役割のイメージがもう少し出てこなければいけない。 ・住民や社会福祉法人で働いている職員、特に若い人が、今後の社会福祉法人の課題や発展を、この文章からイメージできるのかという点、難しい。次の担い手となる若者が、これを読んで、こういう課題でこういうことが我々の役割なのだということが見えるような記述があるのではないかと。 ・「地域共生社会」をキーワードに、もう少し社会福祉法人を考えてほしい。地域でNPO法人等を含め、多様で多層な複合的ネットワークの中で、社会福祉法人が何をするのか。 ・次に「積極的な社会福祉事業「+α事業」…」については、「+α」の意味がわからない。収益事業でも「+α」なので、その中身が地域共生社会を作るという点での「+α」ということなのか。 ・「地域で何が起きているのか知るべきだ」とか「地域に出て」という言葉が出てくるが、要は出て行き方が問題になるのだと思われるので、こういう書きぶりにするのか、もう少し、方針、戦略と具体例ということを構成、構造化して書くのかということを検討されたい。 ・次に「見える化」「見せる化」についてであるが、京都府や社会福祉協議会が、各法人、事業体で実施しているさまざまな工夫やイメージアップ戦略を、うまく仕立てて見せる化していくというふうなことを、全府的にやっていくというふうなことをしないといけない。つまり、社会福祉法人が情報を発信していないというよりは、発信しているものがすごく小さいので、全体的にやっていくというようなイメージである。 ・次に4ページにある「制度の狭間にあるような地域課題に社会福祉法人では対応出来ておらず」が、2ページにも出てくる。現状の説明なのか、今後の方針の説明なのかということでは、今後に当てはまるので、現状に書く必要性はない。 ・社会福祉法人が地域課題を克服する機能を持つのは必要であり、社会福祉法人単独ではなく、関係団体や住民と共同することによって、その中心的な役割を担うことができるということと思うので、もう少し積極的な書き方が必要ではないか。 ・人材の確保については、養成校や、大学、短大等の学校にも責任がある。大学も、学士課程教育として、どのような教育の質を保てるのかということを外に示しているが、本当にその質の保障ができてきているのかということ、厳しい現状である。 ・大学、短大、養成校と福祉法人業界が、もっと連携していくべき。今もインターシップ等でお世話になっているが、高校生が今の時代に福祉職を意識できるようになっているのかといえば、なっていない。大学単独、法人単独でできることではない。よって、養成校等と連携して、人材の確保・養成に積極的に取り組んでいくことを方針化し、具体的に実施しなければならない。

発言者	内 容
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・ もう一つは、こういうスキルで、こういうふうにはキャリア形成できるというキャリア形成をもっと明瞭にすべきである。企業系は非常に鮮明であるが、福祉のキャリア形成を打ち出せていない。 ・ 対人援助が好きな学生や卒業生は、マネジメント業務に耐えきれずに、やめたりすることがある。福祉職のイメージや経営マネジメントの強化ができていないので、そこはもっと現場の先生方と対話し、どういう人材養成をしていくべきかを、京都府全体の取り組みとしてやっていくことが必要である。 ・ 制度の狭間という点で、青年層の生きづらさにどう対応するのかが、大きな社会的な課題である。発達障害というだけではなく、一般の青年層が生きづらくなっている。このところで、地域の福祉事業体や法人等が役割を果たしていることを、もう少し打ち出せればよい。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の動きとしては、地域包括ケア法が国会で成立し、地域共生社会の動きが一步前進した。今年度の検討については、生活困窮者の自立支援と生活保護の制度を、社会福祉審議会でも部会を立ち上げて、平成30年度の法改正に向けて検討に移っているという状況である。 ・ 一方で、社会福祉法人改革の方も、全国の法人の定款変更や評議員の選任も順調に進んでおり、夏以降に事業の中身や実施状況の成果が問われてくる。 ・ 現段階では、個々の法人で社会福祉充実残額が出るかや地域貢献のための事業について何ができるか、平成29年度分をどうするのかということを考えていただいているところかと思う。やり方がわからない法人があるので、京都府のようにこのような検討会で議論している方がよいと思う。 ・ その辺りについても、国でカバーしていきたいと思う。一つとして、今年度からWAMネットで現況報告書を見ることができるようになっており、その結果が夏以降出てくる。そこで全国の法人がどのような公益事業や地域公益的取り組みを行っているのかがわかる。また法人としてだけでなく、地域と連携してどう対応するかが重要だという意見もあったが、国として情報の見せ方、案内の仕方を考えて行きたい。 ・ 人材の関係については、介護保険法の審議ということで、国の人材確保の支援事業の利用が少ない、周知が足りていない等の厳しい指摘があった。また、介護職員の処遇改善もそうであるが、職員以外の職員、介護福祉士以外の職員も含めた処遇改善も足りていないという指摘もあった。 ・ なかなか難しい課題ではあるが、皆さんの御意見をいただきながら、国においても検討していきたい。社会福祉法人関係の動きとして、会計監査人の設置を2年後に収益20億に下げることができないかという検討をしており、この検討のために今年度モデル事業を実施して検証し、来年度どうするかを決める。さらに、その2年後にさらに収益10億まで下げることができないかも検討している。 ・ 最後に、社会福祉法の改正時に、法律の附則で法律の公布後5年で制度のあり方を検討するという検討規定があるので、公布された平成28年4月から5年以内に再度検討することになる。中期的には、今回の改革の成果を踏まえて3年、4年後くらいから検証していくことになると思う。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人の問題に対して、制度上は一応の整理をされたが、5年後に、社会福祉法人は何もやらなかったということは絶対にあってはならない。 ・ 京都府や京都市が法人監査に入るときには、これは地域における公益的取り組みではないか、現況報告書に記載したらどうかというようにアドバイスをさせていただきたい。
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症が始まる前からずっと地域で生きている一人の人を、どのように連携しながら最後まで支えていくかという視点で考えていただきたい。

(以上)